

別紙「草津市立南草津駅自転車自動車駐車場指定
管理者募集要項」のとおり

6 当該公の施設の前年度における利用者数、決算そ の他運営状況

別紙「草津市立南草津駅自転車自動車駐車場指定
管理者募集要項」のとおり

7 その他市長が必要と認める事項

別紙「草津市立南草津駅自転車自動車駐車場指定
管理者募集要項」のとおり

(令和 7 年 7 月 2 2 日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施
行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規
定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 2 5 日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5 0 7 1 - 0 5 3
- (2) 工事名 北山田浄水場取水ポンプ他更新工
事
- (3) 工事場所 草津市北山田町
- (4) 工事概要 取水ポンプ 4 台
真空ポンプ 2 台
封水ポンプ 2 台
取水量調節弁 2 台
機器撤去・据付工事 一式
配管工事 一式
仮設工事 一式
- (5) 工事期間 契約締結日から令和 9 年 2 月 2 6
日まで

- 2 予定価格 9 8, 5 6 5, 0 0 0 円（税抜き）
- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則およ
び関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子
入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該
当しないこと。

- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基
づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手
続開始の決定を受けている者を除く。）または民
事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく
再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開
始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津
市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成
1 4 年 6 月 1 日制定）第 2 条および第 3 条に基づ
く指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務の受託者でな
いこと、および当該受託者と資本または人事面
において関連がある建設業者でないこと。

草津市矢橋町 6 4 9 番地

株式会社 西日本技術コンサルタント

なお、「当該受託者と資本または人事面におい
て関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに
該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 1 0 0 分の 5
0 を超える株式を有し、またはその出資の総額
の 1 0 0 分の 5 0 を超える出資をしている建設
業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者
の代表権を有する役員を兼ねている場合におけ
る当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に
係る一般競争入札および指名競争入札に参加する
者に必要な資格等に関する要綱（平成 1 3 年草津
市告示第 1 8 9 号）に基づき、令和 7 年度におい
て機械設備工事（機械器具設置工事）部門に登録
されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、機械器具設置工事業の特定建設
業の許可を有していること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者
を当該工事に配置すること。
ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねるこ
とができる。
イ 主任技術者は、建設業法第 2 6 条に規定する
機械器具設置工事の主任技術者としての資格を
有する者であること。
ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者（監
理技術者資格者証を有している者）とし、併せ
て監理技術者講習修了証または監理技術者講習
修了証明書も有していること。
エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接
かつ恒常的な（入札日において 3 か月以上）雇

用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和 7 年 7 月 25 日午前 9 時から令和 7 年 9 月 2 日午後 4 時 45 分まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和 7 年 7 月 25 日午前 9 時から令和 7 年 8 月 7 日午後 4 時 45 分まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

- (4) 様式 別紙様式 1 を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和 7 年 8 月 21 日午前 9 時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。

なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和 7 年 9 月 1 日午前 9 時から令和 7 年 9 月 2 日午後 4 時 45 分まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第 4 条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式 2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写し

ウ 機械器具設置工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 見積内訳書

- (5) 添付ファイルの容量は、3 メガバイトまでとす

る。

9 開札

- (1) 開札日時 令和 7 年 9 月 3 日 午前 10 時 00 分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成 6 年草津市規則第 10 号）第 14 条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。

- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成 9 年草津市規則第 13 号）により行う。

- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 19 契約保証金 要 落札金額の 10 % 以上

の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

2 0 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記 5(7)の配置予定技術者は、3 者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、1 0 日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成 1 4 年 6 月 1 日制定）第 2 条および第 3 条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2 1 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 0 7 7 - 5 6 1 - 2 3 0 7（直通）

（令和 7 年 7 月 2 5 日揭示済み）

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 2 5 日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5 0 7 1 - 0 6 8
- (2) 工事名 山田まちづくりセンター新築工事（電気）
- (3) 工事場所 草津市北山田町
- (4) 工事概要 高圧引込設備、受変電設備、電灯動力幹線設備、動力設備、動力設備、電灯コンセント設備、電話設備、LAN設備、非常・一般放送設備、テレビ共聴設備、呼出設備、自動火災報知設備、機械警備設備、発電設備、発生材処理 各一式
- (5) 工事期間 契約締結日から令和 8 年 7 月 1 7 日まで

- 2 予定価格 1 0 9, 5 7 9, 0 0 0 円（税抜き）

- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成 1 4 年 6 月 1 日制定）第 2 条および第 3 条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市青地町 2 1 3 - 1 ディアコート青地 II

3 階事務所

プランニングワイズ

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成 13 年草津市告示第 189 号）に基づき、令和 7 年度において電気設備工事（電気工事）部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和 7 年度の格付けにおいて、電気設備工事（電気工事）部門の A ランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1 級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において 3 か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和 7 年 7 月 25 日午前 9 時から令和 7 年 9 月 2 日午後 4 時 45 分まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和 7 年 7 月 25 日午前 9 時から令和 7 年 8 月 7 日午後 4 時 45 分まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式 1 を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和 7 年 8 月 21 日午前 9 時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。

なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和 7 年 9 月 1 日午前 9 時から令和 7 年 9 月 2 日午後 4 時 45 分まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第 4 条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式 2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写し

ウ 電気工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3 メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和 7 年 9 月 3 日 午前 9 時 30 分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後

に落札決定をするものとする。

1 1 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

1 2 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成 6 年草津市規則第 1 0 号）第 1 4 条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

1 3 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 1 4 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

- 1 5 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。

- 1 6 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成 9 年草津市規則第 1 3 号）により行う。

- 1 7 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 1 8 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 1 9 契約保証金 要 落札金額の 1 0 % 以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

2 0 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

- (2) 共同企業体での参加は認めない。

- (3) 上記 5 (7) の配置予定技術者は、3 者まで申請可能とする。

- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。

- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。

- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、1 0 日以内に契約書を提出しなければならない。

- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成 1 4 年 6 月 1 日制定）第 2 条および第 3 条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。

- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2 1 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 0 7 7 - 5 6 1 - 2 3 0 7（直通）

（令和 7 年 7 月 2 5 日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 7 月 31 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
野洲市比留田 3270 番地 2 吉田 孝弘	草津市芦浦町字小木 546 番 外 1 筆	499.45㎡	R7.7.31	1854

（令和 7 年 7 月 31 日 掲示済み）

公 告

草津市立社会体育施設等指定管理者の
募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年草津市条例第 2 号）第 3 条に基づき、草津市立社会体育施設等指定管理者を募集する。

令和 7 年 7 月 31 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 管理を行う公の施設の名称および所在地
 - ・草津市立社会体育施設（草津市下笠町他）
 - ・草津市都市公園（弾正公園および野村公園）（草津市下笠町他）
- 2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲
別紙「草津市立社会体育施設等指定管理者募集要項」のとおり
- 3 指定管理者の資格等
別紙「草津市立社会体育施設等指定管理者募集要項」のとおり
- 4 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 5 申請の方法
別紙「草津市立社会体育施設等指定管理者募集要項」のとおり

- 6 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
別紙「草津市立社会体育施設等指定管理者募集要項」のとおり

- 7 その他市長が必要と認める事項
別紙「草津市立社会体育施設等指定管理者募集要項」のとおり

（令和 7 年 7 月 31 日 掲示済み）

公 告

草津市児童遊園条例（昭和 63 年草津市条例第 11 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	位置	利用開始の期日
野路惣水児童遊園	草津市野路町字惣水 1219 番 3 の一部	令和 7 年 8 月 1 日

（令和 7 年 8 月 1 日 掲示済み）

公 告

令和 7 年度草津市教育委員候補者の公募について

令和 7 年度草津市教育委員候補者の公募を次のとおり行う。

令和 7 年 8 月 6 日

草津市長 橋 川 渉

1 目的

少子化・人口減少、グローバル化の進展、地球規模課題、格差の固定化と再生産など、様々な社会課題が存在する中、教育の果たす役割はますます重要となっており、草津市教育振興基本計画（第 4 期）の基本理念である「こどもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を図るため「こどもの生きる力を育む」「学校の教育力を高める」「社会全体で学びを進める」「歴史と文化を守り育てる」の 4 つの基本方向のもとに、より質の高い、充実した教育を進めるために、これまでの既成概念にとらわれることなく、豊かで高い識見や柔軟な発想を持つ人材を幅広く募り、本市教育行政の更なる充実と教育委員会の活性化を図ります。

2 教育委員の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）に規定されている教育委員に関する規定事項の概要は次のとおりです。

- 教育委員会は、教育長および 4 人の委員をもって組織する。（法第 3 条）
- 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。（法第 4 条第 2 項）
- 委員の定数に 1 を加えた数の 2 分の 1 以上の者が、同一の政党に属していないこと。（法第 4 条第 4 項）
- 委員の任命は、年齢、性別、職業等に著しい偏りがないように配慮すること。（法第 4 条第 5 項）
- 委員のうちに保護者選出の委員を含めること。（法第 4 条第 5 項）
- 委員の任期は 4 年とする。（法第 5 条）
- 議員、市長、執行機関としての委員会委

員、常勤職員、定年前再任用短時間勤務職員との兼職を禁止する。（法第 6 条）

（なお、市教育委員会に関する請負の兼業も禁止される。（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 5 第 6 項））

3 教育委員の主な職務

- (1) 定例（月 1 回）および臨時（年 2～3 回程度）の教育委員会会議や各種会議への出席および議案等の審議、決定
- (2) 教育行政に関する研究、研鑽、情報収集等
- (3) 学校等施設の視察による現状把握
- (4) 入学式、卒業式や周年行事等各種式典、行事への出席

4 応募の方法等

- (1) 募集人員 教育委員会委員候補者 1 人
- (2) 任 期 任命日から令和 9 年 12 月 24 日まで
※教育委員の任期は通常 4 年間ですが、今回は前任者の辞職に伴う残任期間での募集を行います。
- (3) 応募資格 応募の資格は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定される要件の他、次のすべてに該当する者

ア 令和 7 年 7 月 1 日現在において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 11 条（選挙権及び被選挙権を有しない者）または第 11 条の 2（被選挙権を有しない者）にあたらないこと。（日本国民で、年齢が満 25 歳以上であること。）

また、下記いずれかの保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）であること。

○ 小学校就学前の子どもを養育している保護者

○ 小学校に通う児童、もしくは中学校に通う生徒の保護者

イ 令和 7 年 7 月 1 日現在において、引き続き 5 年以上草津市内に住所を有している保護者または引き続き 5 年以上草津市内で勤務をしている保護者であること。

ウ 人格が高潔で、教育、学術および文化に識見を有すること。

エ 次のいずれにも該当しない者であること。

- 破産者で復権を得ない者
- 拘禁刑以上の刑に処せられた者

(4) 応募期限

令和 7 年 8 月 29 日（金）まで（郵送の場合は必着）

(5) 応募申込書の請求

ア 草津市役所総合政策部職員課（7 階）で配付します。

応募申込に関する書類は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 45 分まで、職員課において配付します。

イ 草津市のホームページに「公募要項」、「応募申込書」を掲載していますので、各自入手（ダウンロード）可能です。

ウ 郵便で請求できます。

郵送希望の場合は、封筒の表に「教育委員会委員公募申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（角型 2 号封筒「33×24cm」に 140 円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封してください。

(6) 応募申込書の提出

所定の申込書に必要な事項を記載し、添付書類として次の 2 点を申込書と併せて職員課まで持参または郵送してください。

【添付書類】

- ・別紙 応募の動機／教育方針についての考え（草津市教育振興基本計画（第 4 期）について）

「草津市教育振興基本計画」は、草津市ホームページより閲覧・ダウンロードできます。

トップページ/市政情報/計画/人権／男女共同参画／学校教育／生涯学習・スポーツ／歴史・文化/草津市教育振興基本計画（第 4 期）

- ・課題論文【保護者として考える「こどももんなか」の教育とは】

1,500 字程度（様式自由）で作成してください。

※課題論文は、原本（紙）のほかに電子データ（CD 等）も添付ください。

5 選考方法

- (1) 第一次選考 応募申込書および課題論文による書類選考
- (2) 第二次選考 個別面接による選考

6 選考結果の発表

- (1) 第一次選考結果発表 募集締切後、1 ヶ月程度で発表します。応募者全員に結果を郵便で通知します。
- (2) 第二次選考結果発表 第二次選考の後、1 ヶ月程度で発表します。全員に結果を郵便で通知するとともに、市ホームページに掲載します。

7 教育委員の処遇

教育委員には、草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 31 年草津市条例第 20 号）に基づく報酬等が支給されます。

8 その他の留意事項

- (1) 第二次選考の合格者は、教育委員候補者となり、市議会の同意を得た後、教育委員として市長から任命されます。したがって、市議会の同意が得られない場合は、教育委員の任命を受けることができません。
- (2) 選考審査の結果、委員として適当と認められる者がいない場合は、委員候補を決定しないこともあります。
- (3) 提出いただいた応募申込書、課題論文等は、返却しません。
- (4) 応募や面接の際に要する通信費、交通費等の経費は、すべて応募者の自己負担とします。
- (5) 教育委員に任命された場合、課題論文や面接の内容を市のホームページに掲載します。

（令和 7 年 8 月 6 日揭示済み）